

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業

「サービス B・C・介護予防ケアマネジメント・その他」 Q & A

(介護予防ケアマネジメントマニュアル暫定版 掲載分)

平成 28 年 5 月 13 日版

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

## 目次

- 1 . 住所地について
- 2 . サービス利用について
- 3 . 手続きについて

## 登載質問一覧

### 【1.住所地について】

- 問1 保険者が世田谷区である住所地特例者で、他県の高齢者向け住宅(住所地特例対象施設)に入居し、デイサービスを利用中の方の扱いはどうなるか。
- 問2 住民登録を世田谷区内に残したまま他県の高齢者向け住宅に入居し、デイサービスを利用中の方の扱いはどうなるか。

### 【2.サービス利用について】

- 問1 訪問型サービスの利用条件として、同居家族がいる場合は、従来通りの考え方で良いか。
- 問2 介護保険料未納の方の取り扱いは現行通りか。(給付制限など)
- 問3 現在、予防給付と社協のふれあいサービスの利用者については、今後ふれあいサービスの自己負担額が700円から400円(1時間)に下がるのか。
- 問4 「総合事業通所介護サービス」と「運動器機能向上サービス」の組み合わせ利用について、要支援2で週2回利用の方は2箇所のサービスを利用出来るか。
- 問5 介護予防通所介護の事業者は現行相当サービス、サービスAを実施することとなるが、どちらのサービスも他区の事業者はサービス提供できる事業所となるのか。

### 【3.手続きについて】

- 問1 総合事業の実施にあたり、居宅介護支援事業所としての届出は必要か。それとも、再委託時にあんしんすこやかセンターと取り交わす契約のみで良いか。

## 【 1 . 住所地について】

問 1 . 保険者が世田谷区である住所地特例者で、他県の高齢者向け住宅（住所地特例対象施設）に入居し、デイサービスを利用中の方の扱いはどうなるか。

ケアマネジメントは、平成 2 7 年度より、施設所在地の地域包括支援センターが実施します。

利用サービスは施設所在地の制度に従います。施設所在地の保険者が総合事業を開始するまでは、予防給付としてサービスを受けることになります。すでに新しい総合事業を開始している保険者であれば、平成 2 8 年 4 月前でも総合事業に移行します。

問 2 . 住民登録を世田谷区内に残したまま他県の高齢者向け住宅に入居し、デイサービスを利用中の方の扱いはどうなるか。

ケアマネジメントは世田谷区のおんしんすこやかセンターが実施します（実際は施設所在地の居宅介護支援事業所へ委託することが多いと思われます）。

利用サービスは世田谷区の制度に従います。平成 2 8 年 4 月以降、本人のサービスも世田谷区の総合事業に移行します（認定更新時に移行）。この場合、施設所在地で受けられる世田谷区総合事業としてのサービスは、みなし指定による現行相当サービスのみです（施設所在地の事業者が世田谷区のサービス A の指定を受ければ、サービス A を利用出来る可能性はあります）。

## 【 2 . サービス利用について】

問 1 . 訪問型サービスの利用条件として、同居家族がいる場合は、従来通りの考え方で良いか。

従来通り、「同居家族がいる場合の訪問介護（生活援助）・介護予防訪問介護の提供について（平成 18 年 9 月 13 日世田谷区介護保険課）」（添付資料をご参照下さい。）に準じます。

問 2 . 介護保険料未納の方の取り扱いは現行通りか。（給付制限など）

介護保険料未納の方の給付制限に関して、厚生労働省は、「総合事業は、給付制限を一律には課さないが、各市町村の判断で実施することが可能である。」（介護保険最新情報 Vol.396 Q&A P.52）としています。世田谷区において、検討の結果、現時点では総合事業のサービスの給付制限は実施しない方向です。

問3 . 現在、予防給付と社協のふれあいサービスの利用者については、今後ふれあいサービスの自己負担額が700円から400円(1時間)に下がるのか。

社協ふれあいサービスは、総合事業のサービスではなく、社協が引き続き自主事業として行うものであるため、料金の変更はありません。利用方法は従来通りです。

問4 . 「総合事業通所介護サービス」と「運動器機能工場サービス」の組み合わせ利用について、要支援2で週2回利用の方は2箇所のサービスを利用出来るか。

現行の介護予防通所介護は、一つの事業所におけるサービス提供となっておりますが、総合事業では、サービスAとして運動器機能向上を主としたサービスを新たに区独自基準にて1回ごとの出来高払いとして設定し、組み合わせ利用を可能にしています。

これは、利用者のサービス利用開始時等の状況により、運動器機能向上体制加算を算定していない事業所に通所しているケースも想定でき、そのため、利用者の状況の変化等により、既存の事業所に通所しながら運動器機能向上訓練が必要(希望)となってくるケースも想定されることから、組み合わせ利用も可能としているため、原則、現行相当サービスとサービスAは別の事業所を想定しています。

利用者にとっては、二つの事業所の利用により負担となる場合も考えられるため、利用者の意向や状態等をよく確認する必要があります。

なお、サービス料金の設定上、現行相当サービスとサービスAの両方で、運動器機能向上加算を算定できないため、現行相当サービスで運動器機能向上加算を算定していないことが必要です。(平成28年1月29日版 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業「サービスB・C・介護予防ケアマネジメント・その他」Q&A P.13 問1も参照してください。)

問5 . 介護予防通所介護の事業者は現行相当サービス、サービスAを実施することとなるが、どちらのサービスも他区の事業者はサービス提供できる事業所となるのか。

総合事業のみなし指定事業者は、のみなし指定期間である平成30年3月31日までは、現行の介護予防通所介護に相当するサービス(世田谷区では、総合事業通所介護サービス(現行相当サービス)が該当します。)の提供については、全ての区市町村にのみなし指定の効力が及ぶため、原則、事業所の所在地に関わらず世田谷区民に対してサービス提供ができる事業所です。(指定手続きは不要ですが、世田谷区では指定とは別に必要な届出書類があります。)

また、国の基準とは異なるサービス（世田谷区では、総合事業運動器機能向上サービス（サービス A）が該当します）を世田谷区民に提供する場合には、みなし指定事業者であっても、世田谷区への指定申請の届出が必要であり、世田谷区の指定を受ければ他区市町村所在の事業所でもサービス提供が出来ます。

みなし指定事業者以外（平成 27 年 4 月以降の指定介護予防通所介護事業者）の事業者が、世田谷区民に世田谷区の現行相当サービス・サービス A を提供する場合には指定申請の届出が必要であり、世田谷区の指定を受ければ他区市町村所在の事業所でもサービス提供が出来ます。

但し、両者とも世田谷区の独自基準であるサービス A について、他区市町村に所在する事業者が世田谷区の指定を受け、世田谷区民に提供する場合には、指定申請の前に他区市町村の基準等との調整などが必要になる場合があります。

### 【 3 . 手続きについて】

問 1 . 総合事業の実施にあたり、居宅介護支援事業所としての届出は必要か。それとも、再委託時にあんしんすこやかセンターと取り交わす契約のみで良いか。

居宅介護支援事業所としての届出は不要です。再委託の契約は必要です。